

医療的ケアが
必要なお子さんと
家族のための
支援ガイドブック



豊中市



はじめに

令和3年（2021年）6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が公布されました。この法律では、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国や地方公共団体等の責務等が定められました。

本市におきましても、令和元年（2019年）度から「豊中市医療的ケア児支援連絡会議」を設置し、医療的ケア児やそのご家族の支援について協議しています。令和2年（2020年）には、支援ニーズの把握を目的として「豊中市医療的ケア児等実態把握アンケート」を実施しました。調査の結果、支援サービスや相談機関、医療機関の情報をわかりやすく提供して欲しいという希望が多くあり、本ガイドブックを作成しました。医療的ケアを必要とするお子さんやそのご家族が「どうしたらいいのかなあ」とお困りになったとき、「どこにたずねたらいいか」「どんな人が一緒に考えてくれるのか」「どんな方法があるのだろう」・・・そんな疑問へのお答えとして、相談窓口や各種制度の紹介、医療的ケアが必要なお子さんの保護者の皆様からの体験談等をまとめました。豊中市にお住まいの医療的ケアを必要とするお子さんご本人や一緒に生活されているご家族が安心して暮らすことができますよう、本ガイドブックを少しでも多くの方に役立てていただけたら幸いです。

さいごに、本ガイドブックの作成にあたり、アンケートや体験談の提供にご協力いただきました皆様、連絡会議委員、豊中市医師会に感謝申し上げます。

豊中市こども未来部おやこ保健課



も

く

じ



1. お子さんに医療的ケアが必要と言われたとき		4. 就園や就学、就職など進路を考えたとき	
お子さんやご家族を支援する関係機関	P1	こども園や幼稚園の相談窓口	P16
ライフステージごとの相談窓口	P2	教育に関する相談窓口	P16
医療費助成・手当	P3	就労に関する相談窓口	P17
2. 家庭での生活を考えたとき		豊中市通学支援サービス、府立学校医療的ケア通学支援事業	P17
退院に向けて	P5	5. 災害などの非常事態に備えて	
ご家庭で受けられる支援〈医療〉	P6	災害に備えた日頃の準備	P18
〈保健〉	P10	避難場所一覧	P18
〈福祉〉	P11	6. お困りごとを感じたとき	P19
3. 地域での育ちを考えたとき		7. 医療的ケア児の受け入れが可能な施設一覧	P20
障害児通所支援サービス	P13	医療的ケア児の一週間	P21
豊中市立児童発達支援センターの紹介	P14	（乳幼児・小学生の生活事例）	

お子さんに医療的ケアが必要と言われたとき



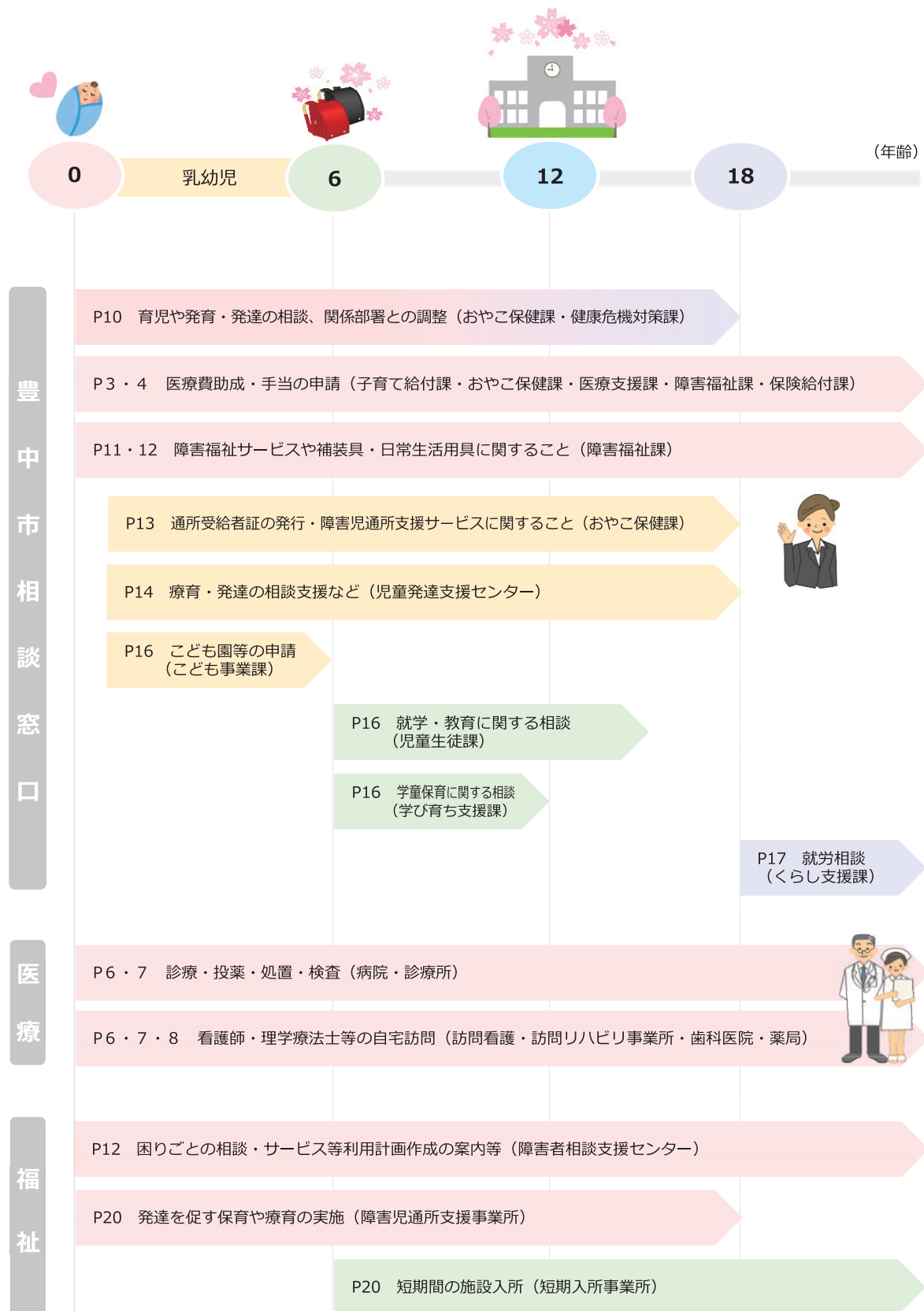
お子さんやご家族を支援する関係機関



先輩からの体験談：心強い味方ができました

病院から「退院」のお話が出た時は、嬉しさと同時に不安な気持ちもありました。娘はミルクが上手に飲めず、お鼻のチューブから栄養を摂取していたので、私たちが自宅でケアできるのか心配でした。退院後は、訪問看護師さんをはじめ、お医者さんが自宅に訪問していただけたので、安心してお世話をすることができました。また、悩み事や困り事にも親身になって話を聞いてくれるので、心強いです。「ほうかんさん」が「訪問看護師さん」の略語であることも知らなかった私たちですが、娘のおかげで、様々な支援者の方たちと知り合うことができました。

ライフステージごとの相談窓口



医療費助成・手当

所得制限があるものや、重複して利用できないものもありますので、
詳細は市ホームページをご覧ください。担当窓口にお問い合わせください。



■子ども医療費助成

0歳～18歳までの方の医療費の一部を助成

対象 健康保険の資格があり、豊中市に住民票がある18歳到達後最初の3月31日までの方 ※生活保護世帯の方、ひとり親家庭・障害者医療証をお持ちの方は対象外



窓口 子育て給付課 ☎06-6858-2269

■ひとり親家庭医療費助成

※所得制限ほかあり

ひとり親家庭の子どもと、親または養育者の医療費を助成

対象 児童（0歳～18歳の3月31日まで）を扶養しているひとり親、または父母に代わって児童を養育している方 ※状況によっては対象外になる場合あり



窓口 子育て給付課 ☎06-6858-2329

■小児慢性特定疾病医療費助成

国が定める特定疾病を持つ子どもの医療費の一部を公費で負担

対象 国が定める認定基準に該当する豊中市在住の18歳未満の方（ただし、18歳に達する日前から認定を受ける場合は20歳未満まで）



窓口 おやこ保健課 ☎06-6858-2800

■自立支援医療費

※所得制限あり

育成医療：手術などの治療を受けることで障害が軽減される場合の医療費を助成
精神通院医療：心身の障害を除去・軽減するための医療費を助成

対象 豊中市に住民票がある方
【育成医療】身体に障害がある、または将来障害が残ると判断され、治療によって確実な効果が期待される18歳未満の方
【精神通院医療】うつ病、統合失調症、てんかん、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、その他精神疾患や知的障害などを有し、継続して通院治療を必要とする方



障害福祉課

窓口 ☎06-6858-2746（育成医療）
☎06-6858-2231（精神通院医療）

■指定難病の医療費助成

指定難病で指定医療機関を受診した場合、その医療費の自己負担分の一部を公費で助成

対象 指定難病に罹患しており、厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方のうち、次のいずれかを満たしている方
①厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方
②指定難病に係る治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費総額が33,330円を超える月が既に3ヶ月以上ある方



窓口 医療支援課 ☎06-6152-7402
※難病患者等の療育相談は ☎06-6152-7346
でお受けしております。

■障害者手帳の種類■

身体障害者手帳 身体に障害のある方（1～6級）

療育手帳 知的に障害のある方（A～B2）

精神障害者保健福祉手帳 精神に障害のある方（1～3級）

障害者手帳を取得されますと福祉サービスが受けられるほか、各種施設使用料の割引や減免など、さまざまな支援が受けられます。



「障害者福祉の手引き」を見てみよう！

障害福祉課 ☎06-6858-2232

豊中市では、「障害者福祉の手引き」を発行しています。身体障害者手帳を取得した時など、障害福祉課の窓口でもらうことができます。所定の手続きを行わないと利用できない制度もありますので、ご確認くださいね。また、期間が限定されているものや手続きがわかりにくいものもありますので、わからない時は遠慮なく窓口にお問合せください。



所得制限があるものや、重複して利用できないものもありますので、
詳細は市ホームページをご覧ください。担当窓口にお問い合わせください。

■ 児童手当

子ども（0歳～高校3年生）の養育者に対する助成

対象 豊中市在住の18歳までの子どもがいる世帯
手当額 所得制限限度額内の方
3歳未満
第1子・第2子：月15,000円/人
第3子以降：月30,000円/人
3歳から高校生年代まで
第1子・第2子：月10,000円/人
第3子以降：月30,000円/人
※第3子以降とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童等のうち、第3子目以降をいいます。



窓口 子育て給付課 ☎06-6858-2269

■ 児童扶養手当

※所得制限あり

ひとり親の生活安定のための支援

対象 児童（0歳～18歳の3月31日まで）を扶養しているひとり親、または父母に代わって児童を養育している方
※状況によっては対象外になる場合あり
手当額 請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～9月の間に請求される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。



窓口 子育て給付課 ☎06-6858-2329

■ 特別児童扶養手当

※所得制限ほかあり

障害のある20歳未満の方を養育している方への手当

対象 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1～4級の一部、知的障害の重度・中度または診断書で基準を満たす20歳未満の児童を養育している方
助成 最新の助成額は、市ホームページでご確認ください。



窓口 障害福祉課 ☎06-6858-2232

■ 障害児福祉手当

※所得制限ほかあり

障害があり、常時介護が必要な20歳未満の方への手当

対象 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級の一部、または療育手帳Aのうち最重度等、あるいはそれらと同等程度と認められる20歳未満の児童で、常時介護を必要とする方※施設入所者対象外
助成 最新の助成額は、市ホームページでご確認ください。



窓口 障害福祉課 ☎06-6858-2232

■ 障害者医療費助成制度

※所得制限あり

重度障害者の健康保持と福祉の増進を目的に、重度障害者の医療費を一部助成（18歳到達後最初の3月31日までは「こども医療証」をご利用ください）

対象 豊中市在住で、健康保険に加入しており、以下のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1級または2級を所持
②療育手帳Aを所持
③療育手帳B1と身体障害者手帳を併せて所持
④精神障害者保健福祉手帳1級を所持
⑤特定医療費（指定難病）受給者証を所持し、障害年金（特別児童扶養手当）1級に該当
助成 医療機関等で受診した場合、医療費から一部自己負担額（医療機関等ごとに1日につき500円）を差し引いた額



窓口 保険給付課 ☎06-6858-2295

■ 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度

大阪府内在住の重度身体障害・知的障害のある方を介護している方への手当

対象 豊中市に住民票があり、身体障害者手帳1級か2級と療育手帳Aを併せもつ重度障害者（児）を介護している方
※施設または病院に入所、入院している方、特別障害者手当を受給している方は対象外
助成 最新の助成額は、市ホームページでご確認ください。



窓口 障害福祉課 ☎06-6858-2232



とよなか子育て・子育て応援 BOOK 「みんなで」



『とよなか子育て・子育て応援 BOOK「みんなで」』は、妊娠期からの子育てにおける手続きや相談窓口・支援制度の他、保育所・幼稚園・認定こども園・子育て関連施設などの情報を一冊にまとめ、わかりやすく掲載しています。障害及び特定疾病のあるお子さんが受けられる手当・支援の情報も掲載されていますので、ぜひご活用ください。



こちらから電子版が
ご覧いただけます



家庭での生活を考えたとき

退院に向けて

病院の医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等の専門スタッフが一緒に考えます。



退院に向けて必要なこと

- ☐ 制度利用が可能か相談しましょう
医療費助成や手帳取得、サービス利用が可能な場合があります。
- ☐ 自宅環境を整えましょう
ベッドや医療機器等の設置場所を前もって考えておきましょう。
- ☐ 移動手段を考えましょう
医療機器が必要な場合は、自家用車で移動できるか検討しましょう。
また、専用のバギーが必要か主治医とも相談しましょう。
- ☐ ケア方法や医療機器の使い方を習得しましょう
入院中に専門スタッフから、安心できるまで教えてもらいましょう。
- ☐ 入院中の外泊や短期退院を体験しましょう
ご自宅での生活がイメージできます。

心配なことは
事前にしっかり相談して
退院に備えましょう



～ 自宅退院が近づいてきたら ～

退院前に地域の支援者との顔合わせをおこないます。
お子さんのことをきめ細やかに知ってもらうことができます。
また、支援者を知ることでご家族の安心感につながります。



先輩からの体験談：病院から自宅に戻るとき

まずは、身体障害者手帳・療育手帳・小児慢性特定疾病受給者証などの取得をおすすめします。年齢や状態によって取得できない場合もありますが、これがあると様々な福祉サービスや手当を受けることができます。具体的には、吸入器・吸引器・特殊マット・入浴補助用具等が福祉サービスにより補助を受けられますので、利用予定の方は、あらかじめ相談しておくといいです。また、オーダーメイドのバギーやカーシートも作成を検討するなら、メーカーに早めに相談すると良いと思います。

きょうだい児のいるご家庭には、入浴や見守り等で訪問看護やヘルパー等の確保が必要だと思えます。退院後に探し始めてもなかなか見つかりませんので、入院中に確保しておくことが大切です。

病院から自宅に戻るにあたり、ベッド、ベッドの配置、ベッド脇に置く台やワゴン、タイマー（けいれん時の為）、おむつ用のごみ箱を準備しました。退院前に、おむつやおしりふき、病院からもらう物品、栄養剤などを置いておくスペースを確保しておいた方がいいと思います。



ご家庭で受けられる支援



医療・保健・福祉の各分野において、
ご本人およびご家族を支援するサービスをご紹介します。



医 療



病院みたいに看護師さんに相談したいときは
どうしたらいいかなあ？



毎回、病院に連れていくのも大変で・・・

ご自宅に訪問して、診察や予防接種を
受けることもできますよ。



訪問診療

長期の療養を必要とする方に対し、事前に予定を立て定期的に訪問診療をします。診察や相談、薬の処方や予防接種などを行います。

訪問看護

看護師が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作方法の指導などを行います。

訪問リハビリ

理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)などの専門職がご自宅にうかがい、主治医の指示のもと、子どもの発達を促し、関節が硬くならないように動かしたり、遊びや日常生活動作の工夫を行ったり、食事を食べたり飲んだりできるようになるための訓練を行います。

訪問歯科診療

虫歯の治療だけではなく、歯や口腔機能の発達、お口の中の状態をチェックする健診や口腔ケアを行います。誤嚥による肺炎予防にもつながります。

在宅患者訪問薬剤管理指導実施可能薬局

在宅療養をされている方のご自宅へ薬局の薬剤師が訪問し、薬の飲み方、飲み合わせ、医療用品等のご相談に応じます。医薬品、医療材料、衛生用品、栄養剤などの配送も行っています。



医療的ケア児を受け入れている市内の医療機関



詳細は、各医療機関にお問合せいただくか、ホームページ等にてご確認ください。

(順不同・敬称略)

病院名	住所	電話番号	外来診療	訪問診療	条件あり
市立豊中病院	豊中市柴原町 4-14-1	☎06-6843-0101	○		
鳥辺医院	豊中市新千里東町 3-5-4	☎06-6872-0161	○	○ ※新規受入不可	
野井耳鼻咽喉科	豊中市新千里南町 3-1-14 ナカニシビル 301	☎06-6873-4133	○	○ ※要事前相談	※要事前予約
大阪刀根山医療センター	豊中市刀根山 5-1-1	☎06-6853-2001	○		※小児神経内科のみ
北村皮膚科医院	豊中市庄内東町 4-13-24	☎06-6334-9250	○		
つしま内科クリニック	豊中市東寺内町 3-20	☎06-6337-6000	○		
木村眼科医院	豊中市中桜塚 1-7-1	☎06-6852-5986	○		
西日本平都会 神経内科クリニック	豊中市宝山町 7-8	☎06-6841-2027		○	
谷皮フ科	豊中市庄内西町 3-2-6	☎06-6332-5498	○		
志水医院	豊中市本町 1-13-34 チェリオビル 6F	☎06-6855-2334	○		※泌尿器科に関する疾患のみ
三木外科・内科	豊中市服部寿町 2-18-1	☎06-6862-3123	○		※診療内容に制限あり
島越内科	豊中市中桜塚 2-25-9	☎06-6841-1300	○	○	
医療法人廣仁会 じきはらこどもクリニック	豊中市新千里南町 2-11-7	☎06-6871-1250	○		※要事前電話予約
医療法人豊成会 豊中脳神経外科クリニック	豊中市岡上の町 4-3-17	☎06-6843-9911	○		※脳神経外科で可能な範囲のみ
谷野医院	豊中市曽根西町 3-7-8	☎06-6852-1271	○	○	※受け入れ可否は事前相談
医療法人奨誠会 大瀬戸内科	豊中市少路 1-2-2	☎06-6840-0088	○	○	
さくら訪問診療クリニック	豊中市上新田 3-2-7-102	☎06-6105-8716		○	

※上記は、令和 6 年（2024 年）12 月に「豊中市医師会」会員医療機関へ調査を実施し、掲載しています。

※非掲載の医療機関で掲載にご協力いただける場合は、発行元までご連絡いただきますようお願いいたします。

訪問看護を行っている市内の看護ステーション

詳細は、各看護ステーションにお問合せいただくか、ホームページ等にてご確認ください。

①小児への対応 ②人工呼吸器等医療機器への対応 ○：実施可能 △：相談により可能

(順不同・敬称略)

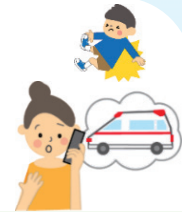
包括エリア	ステーション(ST)名	住所	電話番号	①小児へのケア	②人工呼吸器等
千里	協和訪問看護 ST 千里中央センター	豊中市新千里東町 1-4-3 地下 1 階	☎06-6834-1118	○	○
	訪問看護 ST メディケア千里	豊中市上新田 3-2-5-402	☎06-6155-7475	△	○
	関西メディカル訪問看護 ST	豊中市新千里西町 1-1-8 第一火災千里中央ビル 6 階	☎06-6836-1171	△	△
	こでまり訪問看護 ST	豊中市上新田 1-12-7	☎06-6170-6854	○	○
	ももの木訪問看護リハビリ ST	豊中市新千里南町 2-12-10	☎06-6152-7640	○	○
	ななーる訪問看護 ST	豊中市上新田 3-6-12-101	☎050-1871-0452	○	○

包括エリア	ステーション(ST)名	住所	電話番号	①小児へのケア	②人工呼吸器等
柴原	セコム豊中訪問看護 ST	豊中市本町 1-4-19 レグノツウラ 102 号	☎06-6842-4132	○	○
	結糸訪問看護 ST	豊中市山ノ上町 2-3-101	☎06-6152-5641	○	○
	刀根山訪問看護 ST	豊中市刀根山 5-1-1	☎06-6853-5231	○	○
	訪問看護 ST CIL 豊中	豊中市蛸池中町 2-3-1-B 棟 202	☎06-6840-8195	○	○
	もくれん訪問看護 ST	豊中市本町 5-11-11-1	☎06-6850-8002	△	○
	訪問看護 ST ポライト	豊中市桜の町 2-2-3-402	☎06-7172-3230	○	○
中央	アーチ訪問看護 ST	豊中市岡町 2-19-101	☎06-6151-5859	○	○
	豊訪問看護リハビリ ST	豊中市玉井町 2-13-5	☎06-7173-7052	○	○
	イエナ訪問看護 ST	豊中市中桜塚 4-14-13	☎06-6842-7425	△	○
緑地	あいわ訪問看護 ST	豊中市寺内 1-1-10	☎06-6866-2948	△	○
	ビジョン訪問看護 ST	豊中市浜 3-18-3-1	☎06-6335-2350	△	○
	訪問看護 ST ソルア	豊中市寺内 2-13-25 hatt 緑地公園 102	☎06-6192-7850	○	○
	living 訪問看護 ST	豊中市長興寺北 3-10-17 LaCASA 緑地 203 号	☎06-6151-3956	△	○
	かなめりハビリ訪問看護 ST	豊中市服部南町 2-5-7	☎06-6842-7058	△	△
	緩訪問看護 ST	豊中市豊南町南 2-1-20 アートコート 2 階	☎06-6335-1351	△	△
服部	スギ訪問看護 ST 曽根	豊中市曽根東町 5-10-27 ハイツ曽根東 1 階	☎06-6867-1061	○	○
	絆リハビリ訪問看護 ST	豊中市曽根東町 5-17-25 シャトル 5 曽根 101 号	☎06-6152-8406	△	○
	平成豊中訪問看護 ST	豊中市原田中 1-16-35	☎06-6853-5177	△	○
	豊中市社会福祉協議会訪問看護 ST	豊中市城山町 2-9-3	☎06-6862-3126	△	○
	ニチイ訪問看護 ST	豊中市服部元町 2-6-7-3F	☎06-6151-5165	△	△
庄内	ここちリハビリ訪問看護 ST	豊中市庄内幸町 2-14-11	☎06-6842-7943	△	△

※非掲載の看護ステーションに掲載にご協力いただける場合は、発行元までご連絡いただきますようお願いいたします。

医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

厚生労働省において、令和2年7月より、医療的ケア児等医療情報共有システム（Medical Emergency Information Share：MEIS）の運用が開始されました。MEISは、医療的ケアが必要な児童等が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に救急医）が迅速に必要な情報を共有できるようにするためのシステムです。



1 ▶ 特徴

① 救急医療情報の共有

- ・基本情報や診察記録から、救急に必要の情報を選択しておけば、救急にあたる医師が、全国どこからでも本人の救急医療情報を確認できます。
- ・暗号化通信により、共有される情報は暗号化され、AIを活用し世界からくる標的型セキュリティ攻撃を防御するなど、政府セキュリティ統一基準に適応した、安全な情報共有が可能となります。

② 医師（代理入力も可能）、本人家族が相互に情報を入力

- ・血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、本人家族の願い・意向等は本人家族が記載します。
- ・処方薬、人工呼吸器の詳細情報などの医療情報は医師が記載します。
 - ※医師が記載できない場合、本人家族が記載し、医師が確認することもできます。
 - ※医療に係る情報は医師の確認の有無を表示します。



③ 画像やケア情報も共有

- ・検査やケアの様子、発作時の状態などの画像の取り込みも可能
- ・姿勢管理などのケア情報も記入可能（⇒入院時のケアにも有効）

2 ▶ MEISが管理する情報

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ①「基本情報」 | 手帳の所持、緊急連絡先、主治医、常用薬、診察情報、ケア情報等 |
| ②「診察記録」 | 診察日ごとの診察内容の記録 |
| ③「ケア記録」 | 日々のケア記録（在宅での支援内容、サービス事業者の支援内容等） |
| ④「救急サマリー」 | 救急時に、救急医等が確認するための情報 |



3 ▶ 利用の流れ

- | | |
|-------------------------|---|
| ①利用申込 | 主治医に、利用希望を伝え、申込書に主治医情報を書いていただきます。 |
| ②MEISに基本情報
・ケア記録等の登録 | 本人情報、緊急連絡先、障害の状態、常用薬等の基本情報や日々のケア記録を入力します。 |
| ③診療情報登録 | 診療情報を登録します。 |
| ④救急サマリー作成 | 主治医やかかりつけ医と相談し、基本情報や診療情報から救急サマリーを作成します。 |
| ⑤救急サマリ－の利用 | 救急時に、救急サマリーを確認し、適切な治療を行います。 |



詳しい内容や申込等は
厚生労働省ホームページ
MEISを検索



保 健



子どもの疾患や成長のことが知りたいなあ。



入院中からお子さんとそのご家族の子育て全般に関する相談をお受けします。
ごきょうだいのことも、ぜひ相談してくださいね。

豊中市には3か所の保健センターがあり、お住まいの地域を担当する保健師がお子さんの成長過程や症状に応じたご相談を電話・面接・家庭訪問などでお受けします。

医療費助成や福祉制度、乳幼児健診や予防接種、医療機関情報等お子さんの状況に合わせた情報提供や助言、子どもから大人への自立に向けたご相談をお受けし、必要に応じて医療機関・訪問看護等と連携し、在宅ケアチームの一員としてサポートします。ご家族の身体や気持ちがしんどくなりそうになったときも相談してくださいね。

なお、保健センターには保健師のほかに助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉職、心理士等があり、多職種で連携し支援します。



乳 幼 児 健 診

集団健診：4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診

対象児に受診案内を個別通知します。



個別健診：乳児後期健診

大阪府内の医療機関で個別に受診してください。受診票は4か月児健診の際にお渡ししています。

※入院や治療などにより、受診が難しい場合は、ご相談ください。



予 防 接 種

出生届提出後、約1か月後に「豊中市予防接種手帳」及び「予防接種と子どもの健康」が自宅に届きます。定期接種は、豊中市民であれば、所定の医療機関にて無料で受けることができます。

※入院等で市外医療機関において予防接種を希望される場合は、接種前に手続きが必要な場合がありますのでご相談ください。

※長期にわたる疾患等により、定期接種の期間を逃してしまった場合、対象年齢を過ぎていても無料で接種できる可能性がありますので、ご相談ください。

問い合わせ先：健康危機対策課 ☎06-6152-7329



おやこ保健課問い合わせ先

中部保健係

岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ
中部保健センター ☎06-6858-2293



千里保健係

新千里東町 1-2-2 千里文化センターコラボ2階
千里保健センター ☎06-6873-2721

庄内保健係

庄内幸町 4-29-1
庄内保健センター ☎06-6332-8555



福祉



子どものケアにかかる時間が多くて大変だけど、
助けてもらえる制度はないかしら？



障害福祉サービスを受けるためには、まず、障害福祉サービス受給者証の申請を行いましょう。

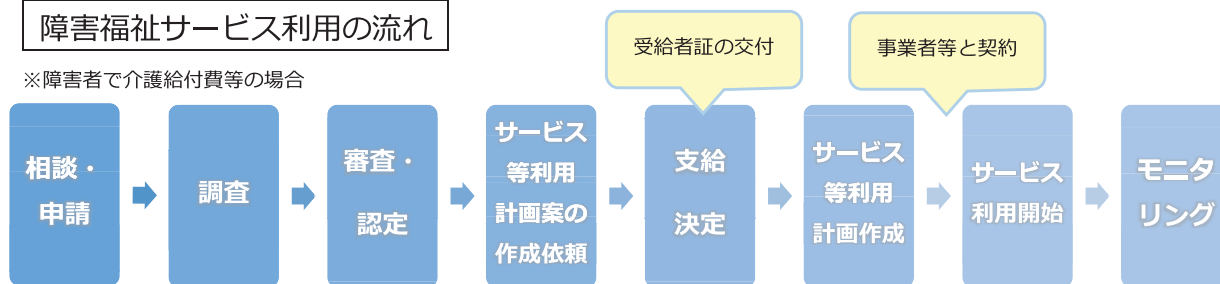
障害福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市区町村が地域の実情に合わせて実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。詳細は、右記から市ホームページをご覧ください。

障害福祉サービスの内容



障害福祉サービス利用の流れ

※障害者で介護給付費等の場合



申請
窓口

北中部にお住まいの方： 障害福祉課（豊中市中桜塚 3-1-1） ☎ 06-6858-2224
南部にお住まいの方： 障害福祉センターひまわり（豊中市稲津町 1-1-20） ☎ 06-6863-7061
※地区担当の詳細は、「障害者福祉の手引き」にて、ご確認ください。

◆◆自立支援給付サービスの主な種類◆◆

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護や掃除等の家事の援助、通院の介助など居宅での生活全般にわたる介護を行います。
短期入所 （ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援の利用に関し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。

◆◆地域生活支援事業の主な種類◆◆

サービス名	内容
移動支援事業	障害のある方で屋外での移動が困難な方について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	施設において宿泊を伴わない形で、入浴、排せつ、食事など介護や見守りを行います。

◆◇補装具・日常生活用具◇◆

※事前申請、相談が必要となります。詳細は市ホームページをご覧ください。

市ホームページは
こちらから ➡



補装具の購入・修理・借受け

申請窓口：障害福祉課 ☎06-6858-2352

内容	身体上の障害を補うための用具（補装具）を購入・修理・借受けする際に費用が支給されます。
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人、又は難病の方で、判定で認められた人
補装具の種類	肢体不自由児（者）：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置など 視覚障害児（者）：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障害児（者）：補聴器、難聴児補聴器（身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に交付）、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）
費用	原則、1割の自己負担が必要です。所得に応じて負担上限額があります。また、本人が18歳以上の場合のみ本人又は配偶者の市民税所得割課税額が46万円以上の場合は、支給対象外になります。

重度障害児（者）・難病患者等日常生活用具の給付・貸与

申請窓口：障害福祉課 ☎06-6858-2232

内容	在宅障害者・難病患者等に対し、日常生活がより円滑に行われるように、必要に応じて、日常生活用具が給付・貸与されます。
主な補装具の種類	特殊寝台、入浴補助用具、たん吸引器、ネブライザー、人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリーのいずれか1種目など ※各種給付対象者の条件あり
費用	原則、1割の自己負担が必要です。所得に応じて負担上限額があります。また、本人が18歳以上の場合のみ本人又は配偶者の市民税所得割課税額が46万円以上の場合は、支給対象外になります。

小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付・貸与

申請窓口：障害福祉課 ☎06-6858-2232

内容	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。
対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している児童、身体障害児の日常生活用具の給付対象とならない児童
主な補装具の種類	車いす、頭部保護帽、特殊寝台、入浴補助用具、たん吸引器、ネブライザー、ストーマ装具など ※各種給付対象者の条件あり
費用	所得割額等により自己負担が必要です。

在宅障害者住宅改造助成

申請窓口：障害福祉課 ☎06-6858-2232

内容	身体障害者手帳・療育手帳の所持者がいる世帯で、その障害のために必要な住宅改造費を助成します。
対象世帯	身体障害者障害程度等級表1～2級、下肢・体幹3級、療育手帳Aの人がおられ、市が住宅の改造の必要性を認めた世帯 ※原則1世帯1回限り
費用	前年分の所得税額（生計中心者）により、助成金額が異なります。

豊中市障害者相談支援センターの紹介



障害のある方やそのご家族、関係機関からの相談に応じ、地域に根ざした総合的な支援を提供します。



圏域	施設名	住所	電話番号
北東部	千里障害者相談支援センター	豊中市新千里南町 2-1-32	☎06-6170-6591
北中部	少路障害者相談支援センター	豊中市蛍池中町 2-3-1-203	☎06-4866-5757
北西部	柴原障害者相談支援センター	豊中市走井 3-5-32	☎06-6848-3737
中部	中央障害者相談支援センター	豊中市中桜塚 2-29-31 地域共生センター東館 3階	☎06-6842-2081
中東部	緑地障害者相談支援センター	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ緑地内	☎06-4866-6006
中西部	服部障害者相談支援センター	豊中市穂積 2-10-20	☎06-6862-1002
南部	庄内障害者相談支援センター	豊中市豊南町東 2-6-14	☎06-4867-8535

3

地域での育ちを考えたとき



障害児通所支援サービス



申請窓口

おやこ保健課 保健企画係 ☎06-6858-2285

住所：豊中市岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ 1 階

障害児通所支援サービスには、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」等があります。サービスを利用するには児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受けて、事業所と利用契約を結ぶ必要があります。

サービス利用の流れ

※新規ご利用の場合

利用したい事業所が決まっていない

利用したい事業所が決まっている

申請窓口までご連絡ください

利用したい事業所を見学のうえ、お電話で申請のご予約をお取りください。

【持ち物】・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

- ・母子健康手帳（未就学児のみ）
- ・療育手帳、身体障害者手帳、発達検査の結果や診断書等、療育が必要だと分かる書類（不明な場合は申請窓口まで）

※聞き取り（所要時間1時間程度）をさせていただきます。来所が難しい場合は、お電話でも対応していますのでご相談ください。

サービス等利用計画面（セルフプランを含む）作成の説明

サービスの支給決定、受給者証発行には計画面の提出が必要となりますので、面談時にその手続きについてご説明をします。

受給者証の受取及びサービス利用開始

計画面が提出されましたら、計画面、申請時の面談の内容等に基づき支給決定を行い、受給者証をご自宅に送付します。（3週間程度かかります）受給者証を事業所に持参し、契約を行い、サービスをご利用ください。

通所支援サービス一覧



児童発達支援（対象：未就学児）

施設において日常的な生活習慣や動作の習得、集団生活への適応のための支援の実施

放課後等デイサービス（対象：就学児※）

放課後や長期休暇（夏休み等）に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進等の実施

※小学1年から高校3年まで（20歳まで利用できる場合有）

保育所等訪問支援（対象：18歳未満の児童）

発達支援を行う施設の職員が、認定こども園・保育所・幼稚園・学校・乳児院・児童養護施設等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等の実施

居宅訪問型児童発達支援（対象：18歳未満の児童）

児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常的な生活習慣や動作の習得、生活能力の向上のために必要な支援の実施

障害児相談支援

通所支援の利用にあたって、相談支援員がアセスメントを行い適切な支援の組み合わせ等について検討し児童とその家族が抱える課題の解決に向け支援を実施
サービス等利用計画を作成

障害児通所支援サービスの詳細は
市ホームページをご覧ください ➡





豊中市立児童発達支援センターの紹介



- ・障害や発達に課題のある子どもを、障害の種別に関わらず、成長段階に応じて総合的かつ一貫した支援を提供します。
 - ・保育士や児童指導員、看護師、保健師、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職が所属しています。
 - ・来所していただいての対応だけでなく、ご自宅への訪問、電話、メール等も可能です。
- お子さんの発達で気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

1F

発達支援「くるみ」 ☎ 06 (6676) 7890

子どもが保護者と一緒に通所することで、子どもの育ちや発達特性を確認し、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台を丁寧に作っていきます。



・親子通所

親子の信頼関係や人と関わる心地よさなど子育ての悩みや喜びを一緒に感じ合えるよう支援していきます。

・その他

☆ 所 庭 開 放 : どなたでもご自由にセンターへあそびにきていただけます。

2F

こども療育相談「つぼみ」 ☎ 06 (6866) 2377

多様化する子どもの発達特性に対応するため、初期の窓口としてご相談に応じます。



1. 基本相談では発達に関する助言等を行います。
2. 計画相談では通所支援などのサービス等利用計画を作成します。
3. 療育支援事業・保育所等訪問支援事業では子どもの所属する施設に訪問し、集団での支援について助言等を行います。

4F

診療所「しいのみ」 ☎ 06 (6866) 2340

医師による診察や理学療法士等による専門的なリハビリテーションを行います。



・医師による診察

身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて発達検査や医学的処置、専門医療機関への紹介等を行います。

・専門的なリハビリテーション

医師の指示に基づき、必要性に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門的なリハビリテーションなどを行います。



先輩からの体験談：児童発達支援センターを利用して

入所前は、車の運転が苦手だったので、行く途中に吸引が必要になった場合や駐車スペースのことなどが心配でした。

親子通所を利用して、先生に分からないことや不安なことなど、すぐにアドバイスをもらえたり、一緒に考えてくれたりしたので、かかりつけの病院よりも身近に感じられました。

息子は、診療所のリハビリテーションを外来で始めた後、親子通所に通ったので、スムーズに移行できたように思います。しかし、親子で慣れない場所に通うことは、全てが不安でした。

入所してからは、とても楽しく通うことができました。親同士の繋がりができて、様々なサービスや制度を教えてもらえることも多く、とても助かりました。



お子さんの発達のためにご家族ができること

お子さんがゆっくりと発達されていると「早期療育」という言葉を耳にされませんか？支援の必要なお子さんに「必要な支援」は専門家から提供されるものだけではなく、ご家族のみなさんとの日常的な関わりの中にあります。お子さんが驚かないような声かけ、お着替えの時に歌う「うた」、肌触りのよい清潔なタオルでからだを拭くこと、生活の中の「落ち着く」「気持ちいい」と感じる経験を積み重ねていくこと、「おはよう」「いただきます」「行ってくるね」といった毎日の安心できる生活の中で、家族とのやりとりを繰り返していくことが、人と人がやりとりをするコミュニケーションの発達の土台になります。早期療育は、ご家族の日々の暮らしの中から始まっています。どうしたらいいのか「わからない」とときには、児童発達支援センターにご連絡くださいね。

就園や就学、就職など進路を考えたとき

●こども園や幼稚園の相談窓口

豊中市では、障害の種類や程度に関わらず、医療的ケアが必要なお子さんも年齢に応じた教育・保育を受けることができます。対象となるお子さんで利用を希望される方は、主治医ともよくご相談された上でお早めにご相談ください。

対象になる方	内容	窓口	連絡先
医療的ケア等の支援が必要で、保護者の就労等により保育を必要とする児童	保育所や認定こども園の申込前相談	こども事業課	☎06-6858-2257
医療的ケア等の支援が必要で、保育を必要としない3歳・4歳・5歳の児童	認定こども園や一部幼稚園の申込前相談	こども事業課	☎06-6858-2257
支援は必要としないが、きょうだい等の介護などで、保育を必要とする児童	保育所・認定こども園・家庭保育所・地域型保育事業の申込に関する相談	子育て給付課	☎06-6858-2252

●教育に関する相談窓口

豊中市では、支援を必要とする子どもも地域でともに学びともに育つことを大切にした教育を推進しています。年長児期に在園施設を通して就学相談を実施し、小学校・義務教育学校の通常学級や支援学級、支援学校の小学部に就学することができます。

内容	窓口	連絡先
子どもの心理やことば（発音等）などに関する悩みやどこに相談してよいかわからない場合の問合せ	児童生徒課 教育相談係	☎06-6840-8121
学校生活において配慮や支援を必要とするお子さまの就学相談	児童生徒課 支援教育係	☎06-6844-5293
放課後こどもクラブ（学童保育）に関する相談	学び育ち支援課	☎06-6858-2578
豊中市通学支援サービスに関する相談 ※次ページ詳細掲載	障害福祉課	☎06-6858-2224（北中部） ☎06-6863-7061（南部）
府立学校医療的ケア通学支援事業に関する相談 ※次ページ詳細掲載	大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 生徒支援グループ	☎06-6941-0618



先輩からの体験談：小学校に入学して

入学にあたり、娘が親と離れて長時間過ごせるか心配でした。また、長時間預けることにも慣れていなかったのですが、入学してからしばらくは落ち着かなかったです。学校は個々に対応してくれるので、すごく細かいことまで伝える必要があります。全て対応できる訳ではないですが、こどもの成長に伴い、無理なく学校生活が送れるように、その都度、学校側と考える必要があると思います。

息子は、箕面支援学校に入学したので、特に心配はありませんでしたが、当時、医療的ケアがあることで、通学バスに乗れず、中学校とあわせると12年間、親が送迎をしていたので大変でした。今は、放課後等デイサービスや送迎サービスも実施されるようになったので、その点はすごく楽になっていると思います。支援学校では、障害や医療的ケアに十分配慮してもらえるうえ、マンツーマンに近い指導を受けることができるため、すごくありがたかったです。

●就労に関する相談窓口



内容	窓口	連絡先
一般企業等での就労を希望する人に対する一定期間の就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供（就労移行支援）	北中部の方：障害福祉課	☎06-6858-2224
	南部の方：障害福祉センターひまわり	☎06-6863-7061
働くことや自立について悩みを抱える 15 歳から 49 歳までの方と そのご家族を対象に、就職や進路に関する相談支援	とよの地域若者サポートステーション (運営団体：一社キャリアブリッジ)	☎06-6151-3017
障害のある方の職業についての相談、紹介、支援	ハローワーク池田	☎072-751-2595
障害のある方の「働くこと」を支援し、職業生活を「就業面」と「生活面」から一体的にサポートする地域に根ざした支援	とよなか障害者就業・生活支援センター	☎06-4866-7100
就労の相談、キャリアカウンセリング、各種職業能力開発講座・実習等の支援	くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター	☎06-6398-7463



豊中市通学支援サービスとは？

令和 4 年度から実施



保護者の体調や就労等の理由により、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行います。



利用できる方	・身体障害、知的障害、精神障害、難病のある児童・生徒かつ小学校、中学校、高等学校のいずれかに在籍 ・保護者の体調や就労等の理由により、付き添いが困難であると認められる場合
支援の内容	1 名の児童・生徒に 1 名のガイドヘルパーが付き添います ・通学時の移動の介助 ・通学前後の身の回りの世話や整理（健康チェック、荷物の確認、戸締り、着替えなど） ・必要なコミュニケーションの支援
窓口	障害福祉課 【北中部の方】 ☎06-6858-2224 【南部の方】 ☎06-6863-7061

府立学校医療的ケア通学支援事業とは？



介護タクシー等の車両に看護師等が同乗して、お子さまを学校へ送迎します。



利用できる方	・府立学校に在籍していること ・一年間、登下校中に次の医療的ケアが頻回に必要となるため、通学が困難な状態にあり、通学を安全に行うとともに、学校での万全な医療的ケア体制が確保できると府教育委員会・学校長が判断していること ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引 ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理等 ④ ①～③と同等の医療的ケアと府教育委員会が認めるもの
実施する医療的ケアの内容	・上記 ①～④ に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア ・ただし、介護職員が対象児童生徒等に実施する医療的ケアは、認定特定行為業務従事者認定証に記載のある行為とする
窓口	【府立支援学校に関すること】 大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課 生徒支援グループ ☎06-6941-0618（直通） 【府立中学校、高等学校に関すること】 大阪府教育庁 教育振興室 高校改革課 教育 DX・共生グループ ☎06-6944-3587（直通）

災害などの非常事態に備えて

■ 災害に備えた日頃の準備



1

自宅付近で想定される
災害の状況について
知りましょう

2

避難場所・避難ルート
避難方法を
決めておきましょう

3

医療用具や
衛生用品等を
備蓄しておきましょう

4

医療機器の転倒防止等
環境整備をしておきましょう

5

停電への対応を
確認しておきましょう
参考文献：国立成育医療研究センター
「医療機器が必要な子どものための災害
対策マニュアル～電源確保を中心に～」

6

災害時の連絡先・
連絡方法について
確認をしておきましょう



電源が必要な医療機器をご使用の方へ

豊中市おやこ保健課では、電源が必要な医療機器を使用されている方に、災害時・停電時に備えて「防災プラン」を作成しています。地震・停電が起こった場合の対応の流れやお子さんの基本情報・医療情報シート等をご家族及び関係者で作成します。詳細はおやこ保健課（P10）までお問い合わせください。



避難場所一覧

市内にある災害時などの指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所・広域避難場所の一覧は、右記からご覧いただけます。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所です。

指定一般避難所

災害の危険性により避難された方や、災害により自宅に戻れなくなった方が一時的に滞在するための施設です。

指定福祉避難所

一般の避難施設では避難生活が困難な高齢者や障害者等の方が避難するための施設であり、一般の避難施設から移送されます。

広域避難場所

大規模な火災などによって危険が迫った場所の避難場所です。

豊中市ホームページ

避難場所一覧

（緊急・一般・福祉・広域）

いつでも
いつでもに備えて！



確認
しましょう！！



お困りごとを感じたとき

Q. 自宅のお風呂にうまく入れないときはどうしたらいいですか？

A. 相談できる専門職は身近にいませんか？
例えば、看護師や保健師・ヘルパーなどです。お困りごとが「お子さんを抱っこしにくい」ことなのか、「気管切開の管理が難しい」のかまずは問題点の整理をお手伝いします。少しお時間をいただくこともありますので早目にお声かけくださいね。



Q. 地域で生活されている先輩方と知り合うことはできますか？

A. 人工呼吸器をつけた子どもの親の会として「バクバクの会」、療育や診断などについての親同士の交流をする「豊中市発達障害者の家族の会(一步の会)」「豊中肢体不自由児者父母の会」などがあります。お子さんが入院されていた病棟の看護師や医療ソーシャルワーカー、保健師、相談支援専門員に紹介してもらえるか相談してみてくださいね。

Q. きょうだいのこども園の送迎などができないときはどうしたらいいですか？

A. とよなかファミリー・サポート・センターは、子育ての援助が必要な人と子育ての援助ができる人を結びつける地域での子育て支援ネットワークです。保育施設等への子どもの送迎や開所前の預かりなどにご利用いただけます（有料）。



とよなかファミリー・サポート・センター
☎06-6841-9383

Q. 同じ年ごろの子どもと触れ合う機会をもつにはどうしたらいいですか？

A. 外出をすることはできますか？ できるようなら、お近くの子育て支援センターに連絡してみてください。外出をされることが難しい時や、「段階を踏んで地域に出たい」と思われる時は児童発達支援センター「つぼみ」へご連絡ください。ご家族と一緒に、お子さんの集団参加へのプロセスを検討していきます。



Q. 人工呼吸器を使っています。こども園や学校はどうしたらいいですか？

A. 豊中市では気管切開を行い、人工呼吸器を使いながら、地域のこども園や学校で、看護師等の支援を受けながら、保育や教育を受けているお子さんもいます。お子さんの様子を確認しながら、無理のない対応を検討しますので、こども事業課や児童生徒課へご相談ください。こども園の申し込みに際しては、医師の意見書を必要とします。



Q. 自宅で生活してみて困ったときはどうしたらいいですか？

A. まずは、身近な支援者たちに「困った!」と伝えてください。決してひとりで悩まないでください。病状や医療機器のことなら医師や看護師、お子さんやきょうだい児の発達や発育のことなら保健師、福祉サービスのことなら相談支援専門員が対応します。ご家族と一緒に、お悩みごとやお困りごとを考えていきます。



医療的ケア児の受け入れが可能な施設一覧

医療的ケア児の受け入れが可能な市内の施設をご紹介します。

サービス種類： **児** 児童発達支援 **放** 放課後等デイサービス **保** 保育所等訪問支援 **居** 居宅訪問型児童発達支援 （五十音順）



医療的ケアを必要とする重症心身障害児（※）を受け入れる通所支援事業所

事業所名	住所	連絡先	サービス提供時間	サービス種類
オールケア豊中木もれび	豊中市宝山町 2-30	☎06-6853-1324	11:00～17:00	放
カシュカシュ	豊中市宮山町 1-1-5-102	☎06-4867-3962	11:00～17:00	放
児童デイサービス Primo	豊中市西泉丘 3-7-1-101. 102	☎06-6867-1115	11:00～17:00	児 放 保 居
シュシュ	豊中市柴原町 3-11-23 シブヤハイツ 104	☎06-6841-3035	11:00～17:00	児 放
ボーイズ&ガールズ	豊中市桜の町 2-2-2 エレガンス桜の町 1 階	☎06-6843-5580	11:30～17:00	児 放
Rosetta 柴原	豊中市柴原町 2-8-9 田中ビル 101	☎06-7176-9763	11:00～17:00	児 放
Lien 豊中	豊中市西緑丘 1-6-16-101	☎06-6842-3717	10:00～17:00	児 放

※重症心身障害児…身体障害者手帳 1 級または 2 級かつ療育手帳 A を所持する児童



医療的ケアを必要とする児童を受け入れる一般の障害児通所支援事業所（看護師配置）

事業所名	住所	連絡先	サービス提供時間	サービス種類
児童デイサービス Primo	豊中市西泉丘 3-7-1-101. 102	☎06-6867-1115	11:00～17:00	児 放 保 居
GENE	豊中市曽根東町 6-12-11	☎06-6152-5912	11:00～17:00	児 放



医療的ケアが必要な重症心身障害児の受け入れが可能な短期入所事業所

自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で食事や入浴などの介護を行います。ご家族の休息等のためのレスパイトご利用も可能です。

施設名	住所	連絡先	利用条件
あすなろ（短期入所）	豊中市寺内 1-1-10	☎06-6866-4830	要相談
大阪刀根山医療センター	豊中市刀根山 5-1-1	☎06-6853-2001	内科の対象となる方（概ね 15 歳前後）
POPOLON	豊中市少路 1-2-7 リッツサント ノーレ 2 階 PASSO クリニック	☎06-6152-9120	日中のみ 未就学児対象

「医療型短期入所支援強化事業」の紹介

大阪府では、在宅で生活されている医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の方が、身近な医療機関において医療型短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、一定の要件を満たす方を短期入所で受け入れた医療機関に対し補助金を交付する事業を実施しています。利用できる病院は右記からご覧ください。



▶ 生活事例 1 ▶

医療的ケアが必要な乳幼児の一週間

2 歳 （胃ろう・気管切開あり）



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6 時							
7 時	起床・更衣・朝基本ケア（ 注 入 、 投 薬 、 浣 腸 ）						
8 時							
9 時							
10 時	訪問看護 入浴	児童発達支援 事業所	訪問看護 入浴	児童発達支援 事業所	児童発達支援 事業所		
11 時	注入		注入			注入	注入
12 時							
13 時			訪問診療 (隔週)				
14 時							
15 時	注入	注入	注入	注入	注入	注入	注入
16 時	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護 入浴		
17 時							
18 時							
19 時	注入	注入	注入	注入	注入	注入	注入
20 時	更衣・就寝・夜基本ケア（ 口 腔 ケ ア 、 浣 腸 、 投 薬 ）						
21 時							
22 時							
23 時	注入	注入	注入	注入	注入	注入	注入

▶ 生活事例 2 ▶

医療的ケアが必要な小学生の一週間

7 歳・小学 1 年生 （気管切開あり）



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6 時							
7 時	起 床 ・ 更 衣 ・ 朝 基 本 ケ ア （ 注 入 、 投 薬 、 浣 腸 、 カ フ ア シ ス ト ）						
8 時	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
9 時				通所リハビリ テーション			
10 時							
11 時	市立小学校や 支援学校など					放課後等 デイサービス 事業所 （隔週）	
12 時							注入・投薬 カフアシスト
13 時							
14 時							
15 時	訪問看護 入浴・更衣・気管切開 部処置・カフアシスト	放課後等 デイサービス 事業所		訪問看護 入浴・更衣・気管切開 部処置・カフアシスト	訪問診療 （隔週）		
16 時			訪問リハビリ テーション		訪問歯科 （月 1 回）		
17 時	更 衣 ・ 基 本 ケ ア （ 注 入 、 口 腔 ケ ア 、 カ フ ア シ ス ト ）						
18 時							
19 時							
20 時							
21 時	就 寝 ・ 夜 基 本 ケ ア （ 注 入 、 投 薬 ）						
22 時							
23 時							

お子さんの一週間のスケジュールをかいてみましょう

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6 時							
7 時							
8 時							
9 時							
10 時							
11 時							
12 時							
13 時							
14 時							
15 時							
16 時							
17 時							
18 時							
19 時							
20 時							
21 時							
22 時							
23 時							



企画・編集

豊中市医療的ケア児支援連絡会議委員

豊中市訪問看護ステーション連絡会
豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会
豊中市障害児通所支援事業者連絡会
豊中市障害者相談支援センター
大阪府立箕面支援学校
豊中市福祉部障害福祉課
豊中市こども未来部こども事業課
市立豊中病院地域医療連携室
豊中市教育委員会事務局児童生徒課
豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課
事務局：豊中市こども未来部おやこ保健課
豊中市こども未来部おやこ保健課
児童発達支援センター

発行 / 豊中市 こども未来部 おやこ保健課

〒560-0023

豊中市岡上の町2丁目1番15号 すこやかプラザ1階

電話：06-6858-2285 FAX：06-6846-6080



令和7年（2025年）2月発行

